

第2回東京都地域福祉支援計画策定委員会会議録

I 会議概要

1 開催日時 平成29年7月27日(木)午後5時59分から

2 開催場所 第二本庁舎31階 特別会議室22

3 出席者 【委員】

高橋委員長、小林副委員長、新保委員、室田委員、関口委員、山根委員、相田委員、浦田委員、川井委員、横山委員(以上10名)

【ゲストスピーカー】

岩元様、荻原様、小嶋様(以上3名)

【都側出席者】

奈良部企画担当部長、坂本生活福祉部長、齋藤総務部企画政策課長、永山総務部福祉人材施策推進担当課長、渋谷指導監査部指導調整課長、遠藤医療政策部医療政策課長、鈴木保健政策部保健政策課長、新内生活福祉部計画課長、田中生活福祉部生活支援課長、新内生活福祉部計画課長、田中生活福祉部生活支援課長、森田生活福祉部地域福祉推進課長、西尾少子社会対策部計画課長、渡辺障害者施策推進部計画課長、田中政策企画局調整部政策担当課長、猪俣生活文化局都民生活部地域活動推進課長、岡部教育庁総務部教育政策課長

4 会議次第

1 開会

2 事例発表

(1) 「世田谷区地域包括ケアシステムの構築に向けた取組みについて」

岩元浩一様(世田谷区保健福祉部地域包括ケア担当参事)

(2) 「権利擁護の取組について」

荻原陽介様(世田谷区社会福祉協議会権利擁護支援課主事)

(3) 「地域包括ケアシステム拠点「なごみの家」平成28年度活動報告」

小嶋亮平様(江戸川区社会福祉協議会 なごみの家松江北)

3 東京都地域福祉支援計画の構成（素案）について

4 閉会

○高橋委員長 それでは、時間でございますので、第2回の東京都地域福祉支援計画策定委員会を開会いたします。

お暑い中、お暑いときよりもちょっと涼しくなりましたが、それでも梅雨がまた戻っているんじゃないかという感じでございますが、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。

当委員会は、設置要綱に基づいて公開となっております。傍聴の方がいらっしゃいますので、お知らせ申し上げます。

初めに、委員の出欠状況について及び配付資料について、事務局から説明、お願いいたします。

○永山福祉人材施策推進担当課長 事務局の福祉保健局総務部福祉人材施策推進担当の永山でございます。座ってご説明申し上げます。

それでは、まず、本日の委員の出欠状況でございますけども、堀田委員、三輪委員から、ご欠席というご連絡をいただいております。

なお、相田委員からは、遅れるというご連絡をいただいておりますので、もう間もなくお見えになるのではないかと思います。また、新保委員につきましては、同じく遅れてご到着されるとのご連絡をいただいております。

次に、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

まず、1枚目に会議次第がございまして、資料1は、本委員会の設置要綱でございます。資料2は、委員・幹事名簿となっております。資料3は、本委員会の検討の進め方、それから資料4から6、これはA4横になっておりますけども、本日、事例発表していただく皆様方の発表資料でございます。それから、資料7から9は、本日も議論いただきますテーマに関連しました、包括支援体制の整備、成年後見制度の利用促進、共生型施設についての基礎資料でございます。後ほど、ごらんいただければと思います。それから、資料10につきましては、これも後ほどご議論いただきますけど、東京都の地域福祉支援計画の構成の素案でございます。それから、最後に、冊子をお配りしてございます。資料11でございますけども、川井委員からご提供のございました、地域福祉コーディネーター等の役割と実践ということの冊子がございます。それから、資料12は、委員と幹事の皆様方

だけに配付となっておりますけども、前回、策定委員会で浦田委員からご発表いただきました、資料は原稿段階のものでございましたけども、本日、冊子ができ上がったと承りまして、ご提供いただきましたので、お手元にお配りをしてございます。

そのほか、委員の皆様方の机におきましては、第1回の策定委員会の資料と議事録をつづったファイル、それから、第1回委員会でもお配りいたしました3冊の冊子を置かせていただいております。

以上、資料の不足等はございませんでしょうか。

○高橋委員長 それでは、議事に入らせていただきますが、きょうはゲストスピーカーの話をお三方から伺うことになっております。ご紹介させていただきます。

まず、世田谷区保健福祉部地域包括ケア担当参事の、岩元浩一さんでございます。

○岩元様 岩元です。よろしく申し上げます。

○高橋委員長 ありがとうございます。

同じく、世田谷区社会福祉協議会権利擁護支援課主事の荻原陽介さんでございます。

○荻原様 荻原でございます。よろしくお願ひいたします。

○高橋委員長 それから、江戸川区社会福祉協議会なごみの家松江北の、小嶋亮平さんでございます。

○小嶋様 小嶋でございます。よろしくお願ひいたします。

○高橋委員長 ありがとうございます。きょうは、資料の3、本委員会の検討の進め方という資料がお手元に配付してございます。横一の表の入った資料でございますが、きょうは第2回になりますが、主に分野横断的事項と、地域福祉支援計画の構成素案について、議論をしてまいりたいと思っております。

分野横断的な事項としては、包括的な支援体制の整備、権利擁護の取組、地域における共生型拠点の整備の三つのテーマを取り上げまして、ゲストスピーカーの皆様からご発表をいただいて、いわば実践のイメージを共有化して、その上でいろいろな資料が厚労省等からも出ておりますが、具体的な事例に即しながら委員の皆様にご議論をいただければというふうに思っております。ひとつよろしくお願ひいたします。

それでは、まず、事例発表をお願いいたします。初めに、世田谷区保健福祉部地域包括ケア担当参事の岩元浩一さんから、ご発表をお願いいたします。

大体15分ぐらいということで、多分、お願ひをしているかと思いますが、そして、そのご発表の後、委員の皆様から議論をし、質疑応答をしていくと、そんなやり方でやらせ

ていただければと思っております。

それじゃあ、岩元さん、よろしくお願いいたします。

○岩元様 それでは、ただいま紹介いただきました、世田谷区の岩元でございます。

皆様のお手元のほうに、資料4ということで、準備させていただいておりますので、こちらをご覧くださいながら、ご説明をさせていただければというふうに思います。

初めに、世田谷区の地域包括ケアシステムの特徴となります、世田谷区の地域保健医療福祉総合計画の中から、特に地域包括ケアの地区展開を中心にお話をさせていただければと思います。

まず、資料の2ページをご覧くださいと思います。世田谷区の、まず人口なんですけども、平成29年4月1日現在ということで89万6,057人、1世帯当たり1.90人ということで、世帯としては小規模化が進行しているという状況があります。人口規模でいうと、県よりも大きい人口規模を有しているというところがございます。

こうした中で、65歳以上人口が18万550人ということで、高齢化率については20.1%、全国平均に比べると、多いほうではないですけども、増加傾向が続いているというところです。

また、この下にあります、0歳から5歳の人口が4万4,919人、また、要介護認定者数が3万6,000人余、障害者数も4万2,000人余、また、生活保護の受給者数が1万人余という形の人口構成だということをご理解いただきながら、2ページと3ページをあわせてご覧くださいというふうに思います。

世田谷区の概要と行政組織についてです。3ページのほうをご覧くださいますと、世田谷区というのは人口規模が約90万近いという中で、2層ではなかなか行政展開ができないということで地域行政制度という3層構造の行政の組織をとっています。

全区というところでは、区役所というところに、いわゆる各部がありまして、区役所の中には保健福祉領域の各部として、保健福祉部を初めとした各部があります。

一方で、地域というところをご覧くださいますと、ここにも福祉を担当します保健福祉三課というふうな呼び方をしておりますが、生活支援課を初めとした3課と、あと地域の活動を支えるという意味で、領域的には福祉領域ではございませんが、地域振興課という課がありまして、こういうものが一体となって地域の取り組みをしているというところがございます。

それから、地区というところをご覧くださいますと、地域は5地域に分かれていますけ

ども、その下に27地区ということで、区域分けをしております、その中にまちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、これはいわゆる地域包括支援センターを世田谷区内においては、あんしんすこやかセンターと呼んでおりますが、あと、社会福祉協議会の三者が一体となったものの整備に取り組んでおります、こういうものの中で世田谷区においては地域包括ケアの地区展開というのを進めているというところです。

それで、3ページのほうをご覧くださいますと、区域図として5地域が分かれているものと、その中に27の地区を置かせていただいているということです。

地域包括ケアの地区展開って、今お話しさせていただいた、三者が一体となったものを福祉の相談窓口という呼び方をさせていただいております、それを平成26年10月から1地区でモデル事業を開始し、27年7月から5地区で各地域1カ所ずつですね。モデル事業を展開し、28年7月から27地区で福祉の相談窓口として展開をさせていただいているところでございます。

資料をめくっていただいて、5ページのほうをご覧くださいければと思います。今、人口のお話をさせていただきましたけども、世田谷区の人口については、総数の人口もふえておりますけども、先ほど申し上げた乳幼児の人口等もふえているということで、高齢者を含め、障害者も含め、全体としては増加傾向にあるというところでございます。

それから、続きまして6ページのほうをご覧くださいければと思います。こうした中で、世田谷区におきましては、平成26年からの10年間の福祉の全体計画として、地域保健医療福祉総合計画というのを策定し、これに基づいて取り組みをさせていただいております。

ただ、この総合計画につきましては、保健医療福祉の全ての施策を網羅的に取り扱うものではなくて、各分野の共通的な基盤となり、今後10年間取り組むべきものについて、基本的、横断的な考え方について取りまとめをしております。

ですので、ここに記載がございませんけれども、実際には障害福祉の計画、また高齢者の保健福祉の計画、介護保険の事業計画ですとか、子どもの計画ですとか、各分野別の計画が別にあるという構造になっているというものでございます。

それから、また、ここに記載させてもらっていないんですが、地域福祉を推進する基本的な考え方として、急速に進むのは高齢化の進展とか、あと核家族化が進む中で、ニーズが多様化、または複合問題化しているという前提の中において、従来型の福祉制度で対処する課題だけではなくて、それぞれの抱える区民の皆様の課題を身近な地域において行政

区民、地域の活動団体、また事業者の方々と共同して連携して解決をしていきたいという考え方のもとに、今回の計画がつくられています。

そうした推進する視点という意味では、年齢・性別・国籍の違いですとか、障害等の有無にかかわらず、多様性を認め合うという社会的包摂の考え方ですとか、地域福祉を推進するという考え方を基本につくらせていただいているというものでございます。

また、こうしたものについては、できる限り介護や医療に頼らずに健康で過ごせるというための予防の視点が重要だというようなことも考えさせていただいております。

また、高齢者、障害者の方がサービスを受けるという固定的な見方をせずに、なるべくその力を生かして地域社会の中で担い手として活用できるような環境づくりについても、考えているところです。

こうした考え方が、この四角の中の取り組みの表現の中にあります、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域社会の実現」を目指しているということでございます。

こうしたことから、高齢者のみならず、障害者の方、また子育て家庭、また生きづらさを抱えた若者、生活困窮者なども対象として広く捉えて取り組みを進めていきたいという考え方でございます。

続きまして、7ページのほうをご覧くださいと思います。地域包括ケアシステムにおける区民の方を支援するイメージの図でございます。

支援を必要とする区民の方の周りに、国で地域包括ケアシステムとしての五つの要素として、医療、介護・福祉サービス、予防・健康づくり、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを周りを囲むような形で考えていく、これを身近な地区で支えるということで、右の上のほうに丸で書いてありますが、まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会が地区の中では中心となって取り組みを進めていくというのが世田谷区の特徴だというふうに思います。

8ページのほうをご覧くださいと思います。地区における相談支援のイメージでございます。地区における一番身近な相談イメージということで、真ん中に、先ほどの説明と重なる部分がありますが、まちづくりセンターとあんしんすこやかセンター、それから社会福祉協議会を真ん中に置きまして、ここが中心となって必要な関係機関と連携を図りながら相談を受け、必要なサービスの提供につないでいくという考え方でございます。

続きまして、9ページのほうをご覧くださいと思います。今、お話ししたような、

地域包括ケアの地区展開の推進においては、高齢者のみならず、対象を拡大して縦割りでない相談を受ける仕組みづくりを考えておきまして、あわせまして、身近な地域で支えあう住民活動の創出とネットワークづくりに着手しまして、複合化した問題などに取り組む相談先が必要だというふうな捉え方をさせていただいています。

続きまして、10ページをご覧くださいというふうに思います。今も申し上げましたけれども、地区展開におきましては、まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会の三者が連携して、身近な相談に応じるということでございます。

もともと、それぞれ場所が別にあったんですけども、今、まちづくりセンターの中に一体的に事務所の整備してという形での整備を進めているところでございます。

続きまして、11ページのほうをご覧くださいということです。こうした身近なところで相談を受けることによって、早期に発見して、早期に対応するということを目指しております。

一方で、それぞれの福祉サービスの相談体制も整備されておりますので、初めから相談内容がわかっている方などは、そちらの窓口でご相談をいただくという形で考えてございます。

続きまして、12ページのほうをご覧くださいというふうに思います。こうしたことから、相談を受けるとともに、地域の皆様の参加と協働によって地域の人材や事業所等のご協力をいただきながら、そうした人材等の発掘等を進めながら、こうした取り組みをさせていただきたいというものでございます。

続きまして、13ページのほうをご覧くださいと思います。真ん中に、支援をする区民の方を書いてありますけども、こうしたご相談を福祉の相談窓口として、まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会が三者で一体となったものが連携を図りながら、区民の皆様の相談を受け、それを支援につなげていくという取り組みを進めていくという考え方をイメージであらわした図でございます。

続きまして、14ページをごらんください。今の考え方を最後、整理させていただきますと、身近な福祉の相談窓口の充実が1点目になります。それから、二つ目が、参加と協働による地域づくりということです。それから、三つ目として、今、お話しした三者ですね、まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会が連携した体制を構築して、さらに身近な相談の充実を図らせていただきたいというものでございます。

15ページのほうをご覧くださいというふうに思います。昨年度の取り組み状況とい

うことになりすけども、途中でもお話させていただきましたけども、もともと別々にあったものを一体化するというようなことで、1にあります、施設やインフラの整備ということで、建物の一体化などの整備を進めているということです。

それから、二つ目として、三者連携会議、三者が相談をしまして、地区の活動に関する情報ですとか、社会資源の把握などに取り組みまして、地区の実情に応じた取り組みを進めていこうというものです。

それから、三つ目の地区アセスメントでございますが、これは地域の社会資源ですとか、住民の方のニーズ、また生活課題などについて、地区ごとに把握をしまして、これをアセスメントとしてまとめて、今年度途中、上半期を目途に今、その取りまとめをしているところです。ここから出てきた課題等について、各地区ごとに課題解決を図っていこうということでございます。

最後、16ページをご覧くださいければと思います。こうした中で、世田谷区におきましては、住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの構築に向けまして、身近な地区での相談を中心として、地域で顕在化するさまざまな課題に早期に発見、それを対応していく、これは公的サービスだけでは解決できない部分もありますので、地域の皆様のお力と連携協働させていただきながら、着実に進めていきたいということで、現在、取り組みを進めていくところでございます。

雑駁な説明で申しわけございませんけど、よろしく願いいたします。

○高橋委員長 ありがとうございます。

岩元さんのご報告を踏まえて、少しディスカッションをしたいなというふうに思っておりますが、一つのポイントは、27のあんしんすこやかセンターとまちづくりセンターと社協が一体的に機能する拠点をつくって、それが地域展開をしていると、そういうことですよね。

○岩元様 はい。

○高橋委員長 それで、それを中心にいろんな施策をする。考えてみると、89万人というのは何度も言っている、鳥取、島根より大きいから、人口的には県なんですけどね。もちろん、状況は違いますが、そうすると非常に広域行政的な側面があって、その上でそれを傘に地域化していくという生活圈単位と拠点をどうつくっていくか、大変ご苦労なさりながら展開をしているという、そういうお話でございましたが。

どうぞ、いろんな角度から、世田谷はそれなりにいろんな試みを先端的にしてきたとこ

ろだと理解しておりますので、小林副委員長も世田谷とかかわってこられた経験もおありかと思いますが、何か。

○小林副委員長 私が最初でよろしいですか。

○高橋委員長 後にしたほうがいいかね。委員の皆さんが少し論点を課題提起を兼ねてご発言いただいたほうがいいような気がしますね。

○小林副委員長 では課題提起をさせていただきます。世田谷区の展開は極めて体系的で、地区に相談体制を展開するために、まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会を配置するということです。包括をここに配置するということについてですが、よく議論になるのが、区全体の施策の展開と、地区で展開する部分と、それから世田谷区ではその中間の5地域で展開するということになっているとのことです。この場合、総合的な司令塔はどうなるのだろうという話がよく出るようですが、その辺をご説明いただければと思います。

もう一点は、地区展開をしたときに、包括の役割と社会福祉協議会の役割ですね、この辺をどういうふうに仕分けしているのでしょうか。その辺を聞かせていただければと思います。

なお、まちづくりセンターが入っているという点ですが、福祉の基盤整備という観点から見てどのような展開が行えるかという点についてもお伺いできればと思います。よろしくをお願いします。

○岩元様 まず、初めの全体の司令塔というようにお話でしたけども、地域包括ケアシステム自身は、福祉の施策ということが中心になるかというふうに思いますけども、地区におきますと、地域のまちづくり、地区づくりとも関連していますので、世田谷区としては私は今、福祉保健領域という世田谷区の領域が五つに、企画総合領域、区民生活領域、福祉保健領域、都市整備領域と教育ですね、大きく五つに分かれています。

そうした中で、うち、3層構造で総合支所というご説明をさせていただいた総合支所自身が区民生活領域にあります。地域づくりというのは、区民生活領域が中心となってやっているところがあります。

実際に、社会資源開発なんかの面でいきますと、地域とのつながりは、どちらかというと、区民生活領域のほうが強いので、今、実は両方の領域が一緒になった推進会議というのを設けておまして、二つの領域で進めるという取り組みをさせていただいているところでございます。

それから、あんしんすこやかセンターと社会福祉協議会の仕分けというところですけど、あんしんすこやかセンター自身はもともと介護保険法でいうところの地域包括支援センターという側面がありますので、まずは地域包括支援センターとして機能させるというところがございます。

一方で、社会福祉協議会のほうでは、地域における社会資源開発をどちらかというところと中心としますので、あんしんすこやかセンターが、いわゆる介護保険サービスを中心としたサービス提供を軸になり、地域での資源開発等の地域づくりという面が社協さんの役割になっていくかなというところなんです。

あと、まちづくりセンターが入っているという面ですけれども、まちづくりセンターというのは、区のほかのところよりも出張所という名称と同じような機能を果たしているところなんです。ただ、世田谷区においては、出張所ではなくてまちづくりセンターと言われているのは、住民記録だとか、そうした業務を行っていません。いわゆるまちづくりの専門の業務を行っているところなんです。

そういう意味では、地域づくりの中心というのが、まちづくりセンターの区の職員がやっておりますので、いろんなつながり、いわゆる町会さんですとか、民生・児童委員さんを含めた地域のつながりは、まちづくりセンターさんがすごくノウハウを持っていますので、ここをあんしんすこやかセンターと社協とつないでいくというような形で、社会資源開発というようなものを進めているというような考え方で取り組みを進めさせていただきます。

ちょっと長くなってすみません。

○小林副委員長 関連しまして、もう一点伺いたいののですが、従来、包括支援センターは法人に委託するということが多いのですが、今回このような再編をしたときに法人に置かれていた包括あんしんすこやかセンターはどのように整理されたのでしょうか。

○岩元様 あんしんすこやかセンターは、地域包括支援センター自身は、その機能はそのまま残しています。そこに、付加するという形でいろいろ介護保険事業以外の部分もやっ
ていただいているということでございます。

○小林副委員長 「あんすこ」は場所が変わったのでしょうか。

○岩元様 もともと別な場所にあったものが、まちづくりセンターをたまたま全体的に築
40年以上しているものなので、今、建てかえを順次やっています。建てかえをしたとき
に、外にあったあんしんすこやかセンターを一体化するという取り組みを、今、施設整備

というふうなことをお話しさせていただきましたけども、その中に社協さんも含めて取り組むということを並行してやっています。

○小林副委員長 法人の施設からは切り離して、別の場所に三者を一体化した。

○岩元様 そうですね。

○小林副委員長 わかりました。

○高橋委員長 執務場所がまちづくりセンターに移ったという、そういう理解をすればいいわけですよ。

○岩元様 そうですね、ほかの法人事務所の中にあっただけものが、まちづくりセンターの中に地域包括支援センターが移ってきたという形になっています。

○高橋委員長 ちょっと今の質問の補足なんです。もう一つ、まちづくりセンターの行政職員ですよ、区への職員は、3センターの調整とか、そういう担当者というのはどういう職名でどのレベル、要するに係長、主事、いろいろあると思いますが、それで平均の何だろう、そこにいる期間はどのくらいなんですかという、そういうことも含めて、これ、傾向、何ともわからないと思うんですが、どんな感じで人事は。

それから、派遣の場合で法人の都合で結構、あんしんすこやかセンターがぐるぐる変わるというところと、比較的落ちついてしっかりそこでやるとなると、二つあるような気がするんですが、そこら辺はどうなっているのか。

これ、27という、言えない、それから社協職員の場合もやっぱりその地域でどのくらい継続してそこで仕事をするのかというのは、チームをつくるためには、結構、そこら辺のチームワークまで行けるためには、それなりの何ていうんでしょうか。工夫と習熟と時間が必要だと想像しておりまして、そこら辺を27の地域をごらんになって、うまくいっているとしたら、それはどういう条件なのか、なかなか難しいとすれば、それは何が配慮になるのかというのを、一般化してお答えいただくのは難しいのを承知で、だけど、大変重要な課題ですよ。

多分、これから行政職員と社協の関係は昔から大議論になっているんだけど、それと同時に専門性に寄与した地域包括、これは当然、障害の場合も、障害も丸ごとになってくる複合型サービスの議論、あるいはサービス提供の話だけど、実は相談の総合化の話と絡んでくるので、その話とか、それから生活困窮者支援とか、それから生保の話になると、今度は福祉事務所のケースワーカーと、それから総合相談での、生活困窮者支援の相談支援事業はどういうふうになさっているのかとか。

そういう意味で、相談支援の総合化の議論に、この3拠点制度は非常におもしろい大事な試みだけに、それを将来的な展望の中でどう位置づけるかというのは、大変、ここで今の実績を踏まえていろいろ考えたいという、そういう大変大事な実践なので、ぜひお答えにくいことを承知で質問しておりますので、これは答えやすいところからどうぞ。

○岩元様 まず、まちづくりセンターの職員体制ということで言いますと、職層で言うと、まちづくりセンターの所長は、総括係長という、係長でもベテランの係長を配置しています。基本的に、1地区で職員は所長を含めれば5人でございます。

それから、あんしんすこやかセンターについては、これはみんな委託をかけています。医療法人だったり、社福さんだったり、いろいろケースがありますけども、ここはちょっと人口規模に応じて、サービスの提供等の相談を受けるということで、5人から12人というような形で、全体では189人ほど、非常勤を含みますけども配属になっています。

一方で、社協さんについては、福祉の相談窓口として三者一体になることで、全体として配置を始めたのは28年度からになります。基本的には、常勤1名と非常勤1名ということで、そういう意味ではモデル地区から26年度10月からというお話をさせていただきましたけども、まだ三者連携という意味では、今、積み重ねをさせていただいているところかなど。

ただ、それぞれの強みがありますので、そこをどうやって生かしていくのかということこれからさらに私どもとしても取り組みを進めたいというふうに考えているところでございます。

○高橋委員長 どうぞ、地域でいろいろお仕事されている方が委員でいらっしゃいますので、ぜひ仲間としてご発言、ご質問を含めて、どうぞ。

どうぞ、室田先生、よろしく。

○室田委員 お話ありがとうございました。質問は、27の地区に分かれて地域包括ケアの仕組みをつくられていて、その中で資料の中にも住民の参加、協働を推進する、生活支援コーディネーターを配置してということが書かれているんですが、27の地区の中で住民の活動が盛んな地区もあれば、そうではない地区もあると思ひまして、そういった差をどういうふうに捉えているのか。

資料の中に地区アセスメントを通してということも書かれているので、今後、例えば活動が盛んな地区とそうでない地区みたいなことも分析されていくのかなと思うんですが、その際に住民活動が余り盛んではない地区に対して、今後、どういう方策でそれを改善し

ていくのか。例えば、より多くのコーディネーターを配置するということなのかとか、そういう地区間の差異を埋めるような取り組みというものが、今後、展開されるのかということも含めて教えていただければ幸いです。

○岩元様 今、お話にありましたように、27ありますので、やっぱり地区によっての住民活動の差というのはあるのは事実だというふうに思っています。

今、地区アセスも進めているところではございますけども、地区ごとの地域特性も結構ありますので、世田谷においては大きな、例えば精神系の病院が松沢病院と久我山病院というようなものもありまして、障害という視点で捉えますと、地域移行なども含めて考えますと、そういうところが今後、大きな課題になってくるのかなというふうにも考えています。

また、地理的にというんですかね、地形的というんですかね、平たいところと結構丘陵のそういう場所で同じ地区であっても、やっぱり移動がしやすいとか、結構最近ですと買い物難民みたいなお話も、それからあるいは地域による特性なのかなというところですよ。

今、最後お話になられた住民参加という視点では、世田谷区としては、地区ごとのやっぱり特性を生かそうということでありますので、差を埋めるという考え方では取り組みをしていません。それぞれの地区に応じた取り組みをしていこうというところですよ。

ただ、全般的に見えてきておりますのは、担い手不足というところは大きな課題だなというふうに考えました。ここをこれからどういうふうに取り組んでいくのかというのが、大きな課題になるということでございます。

○高橋委員長 いかがでございましょうか。

どうぞ、横山さん、お願いいたします。

○横山委員 4ページの下に、まちづくりセンターの四角があるかと思いますが、それぞれの三者を統括するセンター長さんみたいな方がいらっしゃるのかどうかということと、もし複合的なケースや、困難なケースがあったときに、このケースをこの三者の最終的にどの方が責任を持って指示をしているのかというところについて、教えていただければと思います。

○岩元様 統括的という責任者というのを特に置いているわけではございませんけれども、ただ、行政の施設でございまして、まちづくりセンターが中心となって三者の取りまとめをするという考え方で当たっています。

それで、複合ケースなんかの取り扱いについては、なかなか三者の中だけでも解決しな

いという面も多分にありますので、実質的な福祉サービスのことになりますと、一つ上にあります地域に生活支援課、保健福祉課、健保づくり課、この3課が、ここはいわゆる福祉の高齢、障害、また子ども、健保づくり等を一体的にやる、昔で言う福祉事務所の機能と、保健センターの機能をここは兼ね備えておりますので、ここが中心となって地区の三者を支援するということを前提にしながら取り組みを進めているというところです。

○高橋委員長 いかがでございましょうか。

はい、どうぞ、浦田委員。

○浦田委員 すみません、情報のシステムの仕組みについてお伺いしたいんですが、それぞれ個人的な情報ですとか、こういう課題があったとか、こういう相談があったというのが、それぞれ入ってくるかと思うんですが、三者で一体的に共有するような仕組みがあるのかどうか、それとも別々の仕組みなのか、教えていただければと思います。

○岩元様 内容による部分もあるかと思いますが、三者の連携会議というものを設けておりますので、その中で共有が可能なものについては共有をさせていただきますけれども、ただ、やはりそれぞれの部門で個人情報の取り扱いで守らなければならない部分については、それぞれのところの個人情報の取り扱いの中で整理をさせていただいているところです。

○高橋委員長 はい、どうぞ、川井委員。

○川井委員 こういう理解で正しいのかどうかの確認も含めてなんですが、個人的にはさすが世田谷区さんだと思うんですが、27地区でそれまで法人が運営して、外部にあった地域包括を施設整備まで含めて一気に拠点化をして、進めている。

しかも、14ページに出てまいりますけれども、生活支援コーディネーターという介護保険制度上の人材を地域包括には置かないで社協に配置をしているというところは、非常に注目すべきところかなと思います。その理解は正しいでしょうか。

社協に配置された生活支援コーディネーターがそれを担うということですよ。生活支援コーディネーターの目的としては、地域資源開発ということが非常に大きなウエートを占めるわけですから、世田谷区さんの考え方は正しいと思いますが、なかなかそうはいかない状況があります。つまり、介護保険の制度なので、やはり高齢者を中心とした、しかも個別支援に偏りがちになる傾向がある。しかし、世田谷区さんでは拠点化して地域包括も一体化しておきながら、生活支援コーディネーターはあえて社協のほうに配置して、そこで資源開発、地域支援に力を入れる。恐らく、逆にあんしんすこやかセンター、地域包

括のほうは個別支援から出発して、それを地域支援にもつないでいくというようなイメージになってくるのかなというふうに思います。

考えられる課題としては、まだ始まったばかりなので、拙速な評価は禁物だとは思いますが、前回の文京区さんの事例のように、同じ組織の中で個別支援と地域支援をうまくバランスをとりながら、そこで展開するやりやすさというのはやはりあるだろうと思います。それを世田谷区では、拠点化したとはいえ、別組織が片方は個別支援から入っていく、片方は地域支援、資源開発を中心にやるというのが、うまく連携して総合的に進むのかどうかということがあります。

それから、もう一つ、大きな課題としては、27地区とはいえ、世田谷区さんの人口規模からいうと、1地区当たり平均で3万人くらいの人口になるかと思います。そういう人口規模の中で、分野横断的に高齢者のみならず、障害や子供も含めて窓口としては受けとめるとしても、そこから先の対応をその中でうまく融合させてやっていけるのかということがあります。8ページの図柄でいうと、地域ケア会議が中心になるということかと思いますが、例えば地域ケア会議の中で高齢者に限らず障害や子供の複合的なケースなども協議がされているという理解でよろしいのでしょうか。

○岩元様 前段の最初の個別相談と地域資源開発という面では、それぞれの強みを生かしながら、それを連携させて取り組んでいきたいというところでございます。

それから、サービスの提供のところにおきましては、全てが27地区の、私どもは福祉部の相談窓口という名称で呼ばせていただいておりますけれども、基本的には最初のインテークというんですかね、相談をまずは身近なところで受け入れる体制をつくらうというところなんです。

それで、あんしんすこやかセンターは地域包括支援センターですので、介護保険上のサービス提供のところはできますけれども、それ以外の障害ですとか、子供のことについては、ここで全てが解決するわけではないので、先ほども地域にあります福祉の3課がどちらかというところになって、サービス提供の部分については行わせていただくという形になります。

いずれにしても、そういうことを地区だけでやる、また地域だけでやるということではなくて、全体としては私どもの体制というのもそこに全部を投入することはできないので、全体としてバランスをとりながら、身近な地域での相談をなるべくスムーズにつなぐことで、よりよいサービスにつなげるというような考え方のもとで取り組ませていただ

いているというところでございます。

○高橋委員長 ありがとうございます。まだまだ議論は伺いたいことがございますが、時間が。相田委員からお手が、どうぞ。

○相田委員 私、民生・児童委員の代表で来ておりますけども、非常に素晴らしいシステムだというふうには感じますが、一言も民生・児童委員の姿が見えないということですが、行政のお話で、私たちは民生・児童委員、世田谷の方も世田谷の民生・児童委員ではないからしょうがないのかなというふうなことも感じますが、これだけ分かれていまして、民生・児童委員組織は世田谷区の組織ではないから、協議会はですね。別組織で動いていらっしゃるんだろと思いますが、もしもご存じでしたら、600人もいらっしゃる民生・児童委員は、どのような形でどこつながって仕事をしているのか、その辺を伺わせて…

○岩元様 民生・児童委員の皆様にも、大変協力をいただいているところでございます。まちづくりセンターが地域の中でのいろんな、先ほど町会さん、民生・児童委員さん、お話をさせていただきましたけども、ここでつながっておりまして、それこそ地域で何か活動したいというようなところにおきましては、まちづくりセンターと社協が中心となって、民生委員さんにもご相談させていただいて、こういう取り組みを立ち上げましょうみたいなことをやらせていただいているところでございますので、民生・児童委員さんも地域のさまざまな活動の核となっただけでございますので、そこは十分連携をとらせていただいているところでございます。

○高橋委員長 ありがとうございます。世田谷の場合は、先ほど申しましたように90万人弱の人口規模で、五つの総合支所と27の拠点をつくって整備していると。その場合に、多分、これから分野横断的にいろんな相談機関が出てくると、とりあえずあんしんすこやかセンターを確認しながら、社協とまちづくりセンターと組み立てにいろんなものを加わってくるわけですね。それをどういうふうこれから考えたらいいかというのは地域福祉の総合支援体制をつくる上での、多分、核の議論になろうかと思う。大変示唆的なお話が伺えたかと思えます。

一方で、先回お話しした武蔵野は12万でしたよね。

○横山委員 14万人です。

○高橋委員長 とすると、スケールが随分違う。それから、清瀬が。

○関口委員 7万4,000。

○高橋委員長 ですね。そういう意味で、東京の場合は区市町村人口規模、区でさえも相当、文京と比べると、世田谷は巨大な区でございます。大田、世田谷というふうになるわけ、そういう地域性を含めながら地域拠点化するためのいろんな工夫がそれぞれのところで行われていると、世田谷方式というふうに言えるかと思います。

引き続き、世田谷の社協のお話も伺いますので、権利擁護を中心としたお話にはなりませんが、荻原さんのほうからお話を引き続き、お願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○荻原様 世田谷区社会福祉協議会権利擁護支援課の成年後見センターから参りました、荻原と申します。よろしく願いいたします。

まず冒頭、本日、このような場で世田谷社協の取り組みのお話をさせていただく機会をいただきましたことに、まず冒頭、感謝申し上げます。よろしく願いいたします。

私が使用させていただく資料でございますが、権利擁護の取組についてということで、表紙に成年後見センターえみいという愛称を書いておりますが、昨年の4月に一般公募で

皆さんにとってより地域に身近な存在になるような思いを込めまして「えみい」という愛称でもって昨年の4月から取り組んでおるところでございます。

後でまたご紹介いたしますが、別にお配りしております、こちらの「いつまでも私らしくあるために」という冊子でございますが、一昨年、成年後見センター設立開設10周年ということで、記念のシンポジウムを行いました。

そのときに、世田谷の区民会館というホールがあるんですけども、約560名の区民の方にシンポジウムにご参加いただいたんですが、そのときにこちらの冊子をお配りして、10周年のこれまでの成年後見センターの歩みを周知させていただいたところでございます。

細かい成年後見センターの事業につきましては、統計等も含めまして、こちらの冊子を後でお時間があるときにごらんいただきたいと思うんですが、本体のレジュメですね、まず、1枚めくっていただきまして、本日の内容を書かせていただきました。

まず、私のほうからは、世田谷区及び成年後見センターえみいの概要につきまして、簡単にご紹介をさせていただいた後に、メインはその下でございます。取り組み、特に、普及啓発に関する取り組みと、あとは後見に関する事業について、特に私が強調申し上げた

いのは、市民後見人、世田谷区の場合は、特に区民後見人というふうに呼んでおりますけれども、区民成年後見人さんをどういうふうに育成して活用をしているのかというところを中心にご紹介をさせていただければというふうに思います。

パワーポイントのスライド3ページ、世田谷区の概況、これは先ほどのお話と重複する部分がありますので、割愛をさせていただきます。一部、古い情報がありますが、最新の情報は、先ほどのお話で補っていただければと思います。恐縮ですが、割愛をいたします。

ページの4ページと5ページでございますが、これまでのあゆみということで、ご紹介をさせていただきました。成年後見制度、現行の成年後見制度につきましては、昨年、大きな改正もございましたが、皆様ご承知のとおり、平成12年に介護保険制度の開始に伴いまして、成年後見制度も民法が改正されたというところでございます。平成12年からいろいろと紆余曲折はあったんですが、本日のお話の中心でございます、5ページ右上の部分ですが、区民成年後見人の養成というものを世田谷区のほうから、我々社会福祉協議会が委託を受けるという形で全国に先駆けまして、平成18年第1期生の養成を開始いたしました。

実は、今、平成29年度ですが、11期生の養成が今まさに区から委託を受ける形で進んでいるという、そういった状況でございます。

翌年の平成19年には、区民成年後見人の養成研修を修了された方が第1号という形で、これはテレビ等でもかなり取り上げられたんですけども、区民後見人を受任するというようなことで、後で統計、実績も申し上げますが、70名を超える方が受任をされております。累計では、140件以上の区民後見人の受任実績を世田谷区は持っておるところでございます。

平成25年には、成年後見センターの3カ年計画、詳しくは先ほどの冊子をごらんいただきたいと思いますが、成年後見のニーズというものが今後、どんどんふえていくということが予想されていく中で、ますます社会福祉協議会の成年後見センターの体制をしっかりと整えるということと、あとは受任実績を増やしていくという計画、基本的な計画、3カ年計画ということで、平成25年からスタートをしております。

27年には、先ほど申し上げました、設立10周年ということで、今現在、事務所は最寄り駅、下北沢に成年後見センターを構えているという、そういった状況でございます。

時間の関係もございまして、すみません、大分、はしょらせていただきますが、パワーポイントのページは6ページ、まずは成年後見センターの体制のご紹介というところから、

お話を具体的にさせていただきたいと思いますが。

まず、私どもの成年後見センター所長は、松本明子弁護士、法律専門職の方に成年後見センターの所長をご依頼しております。昨年度までは、中山二基子弁護士で、お耳にされた方もいらっしゃると思いますが、今年度より所長弁護士の交代ということで、権利擁護支援課長以下、事務部門をつかさどる業務推進担当チームと、主に身上看護面、身上保護面を担当する支援担当チームというものに分かれます。東京都の社会福祉協議会から委託を受けております、地域福祉権利擁護事業につきましては、あんしんチームのほうで担当をしております。

今日のお話の中心でございますが、私ども成年後見センターの3本柱ですかね、法人後見と、あとは任意後見、あとは区民成年後見人を監督するという大きな三つの役割がございますが、以上の三つの3本柱を法人後見チームと区民後見、これ、支援という言葉を入れているのは、後でみそになってきます。ご説明いたしますが、区民後見支援チームで分担をしておる総勢25名体制で行っているところでございます。常勤、非常勤を含めてということでご理解いただければと思います。

下北沢の事務スペースです。そちらの左側に写真も載っておりますが、以前は、実は成城学園前駅に構えておったんですけども、下北沢に移って、かなりスペースも広くなったということと、あとは相談スペースも非常にプライバシーの確保されるような形で、相談スペースも設けることができまして、そういった意味では区民の皆様身近なセンターという体制が整ってきたのかなというふうに感じておるところでございます。

7ページでございます。まず、きょうの一つ目ですが、普及啓発の取り組み、もうパワーポイントのこのページ1枚で説明、全て盛り込むのに非常に苦勞をしたんですけども、大きく分けまして、一般区民向けの普及啓発活動の取り組みというご案内が上半分でございますが、老い支度講座、一番左側ですけども、年10回ですね。例えば、これは区内の信用金庫、金融機関さんと共催したり、最近では介護付有料老人ホーム、民間の有料老人ホームに営業をかけまして、こういう老い支度講座、一緒に共催をしませんかというお誘いをした上で、場所の確保というのがなかなかこの手の講座を開くときには課題になってくるものですから、そういった信用金庫さんの会議室を借りたりですとか、あとは有料老人ホームさんの一角をお借りして、入門編として老い支度講座を開催する取り組みを始めております。

さらに、本日も実はあったんですけども、成年後見セミナーということで、これはど

ちらかといいますと、手続の仕方ですとか、あとは後見人さんの具体的なお仕事の内容、よくご質問を受けるのは、報酬が幾らぐらいかかるんですかとか、あとは最近は残念なことなんですけれども、成年後見人のいろいろな不祥事というところがありますが、本当にこの制度というのは大丈夫なのかというような制度にちょっとスポットを当てるような形でセミナー外部の専門職の先生をお招きしておりますが、成年後見セミナーが年2回。

さらに、そういった講演、老い支度で普及啓発で、よし、この制度を使ってみようとなったときに、実際に書類の書き方を1対1で指をさしながら、ここはこう書きますよと、こういう書類はどここの窓口に行って取り寄せてくださいというような手続説明会、実は、この手続説明会がきょうの一つ目の特徴なんです、我々区民さんのお力をおかりしております。相談員は区民成年後見支援員さんが担当しておるということでございます。

ちょっと言葉の問題で恐縮なんです、私も養成研修を約半年のプログラムを組んでおります。まず、その養成研修を修了された方を社会福祉協議会に登録していただく、その段階ではまだ支援員さんと呼んでいるんですね。

ですので、ほかの社協さんでは、区民後見人バンクですとか、そういった言い方をされておるところもありますけれども、まずは我々社協の成年後見に関する事業にご参画いただく方を広く区民成年後見支援員と呼んでおります。

私どものほうで、適当な案件を推薦するという形で受任となったときに、初めて区民後見人というふうに呼んでいると、ちょっと言葉の問題で恐縮ですけれども、そういったシステムになっております。

また、その少し下に、比較的長目の矢印で出張相談、地域での講演とあります。実は、先ほどの地域包括ケアというところと少し絡んでくるんですが、アウトリーチの必要性というものを感じております。対象は、もちろんご高齢の方ですので、特に世田谷は広うございます。二子玉川のほうから下北沢ですと、地域を対角線のようにどんと縦断してくるような形になりますので、ご高齢の方は下北沢まで来ることはとてもできません。

ということで、地域での相談会、地域での講演会というものを区民さんの力をおかりしながらやっていくという取り組みを今現在構想中で、平成29年10月以降を予定しております。

実は、ことしの2月、3月に、玉川地域でモデル実施をさせていただきました。やはり、下北沢の事務所までご高齢の方が足を運ぶというのは難しいということはわかっておったんですけれども、実際に区民さんを派遣したところ、短期間、1カ月間ぐらいだったので

すけれども、20数件の相談件数の相談が開かれたというふうな実績もございました。

次は、左斜め下ですが、一般区民さんだけに対する普及啓発ではなくて、区内の関係機関、先ほどありましたが、あんしんすこやかセンターの職員の方、あとは直近では世田谷区の社会福祉士会、あとは今後予定しておりますのは、世田谷区の司法書士会といった関係機関にも成年後見制度の普及啓発、専門職だから普及啓発は要らないんじゃないかというふうにお感じかもしれませんが、やはり専門職の方もお一人で不安を抱えてやっつけちゃっているということは、十分承知しております。

そういった方々と区民後見人との意見交換会というものも随時開催をしていこうというふうに考えております。

また、行政の方につきましては、私ども成年後見センターの職員が講師という形で成年後見に関する直近の課題、皆様ご存じの成年後見制度の利用促進法の施行を受けまして、基本計画というようなところも出ております。そういったところの利用促進の国から上がってきているような、そういったプログラム、課題等も普及啓発という形で出張をしておるところでございます。

少し間を飛ばしまして右側ですが、最近、お申し出があるのは、ほかの社協さんから世田谷の取り組みをぜひ話してくださいというお申し出が最近、非常に多うございます。やはり、市民後見人の養成というものが喫緊の課題になっている中で、世田谷区の区民後見人さんの具体的なお話をしてくださいということで、最近でもほかの社協さんで話をしてきた。そういったところを最終的には制度の利用促進ということで、一番右側ですが、つなげていくというようなところで、総合的に分野別に整理をしながら効果的な普及啓発に取り組んでおるところでございます。

一番下、飛ばしてしまったんですが、連携というところで我々の貴重な福祉人材でございます、区民成年後見支援員さんを講師ですとか、あとはあんしんすこやかセンターと連携をしながら、こういった区民さんとの連携でもって普及啓発、ちょっとお力をおかりするというような取り組みも今後進めていきという考え方があります。

すみません、次のパワーポイントでございますが、これは少し宣伝になってしまうかもしれませんが、老い支度の入門ということで、平成25年から世田谷社協版のエンディングノートというものもつくりました。これが初回2,000部刷ったんですけれども、25年から2年半ぐらいたちますが、残り500冊というところまでお配りすることができました。

ここで、まず、古い支度というところにご関心を持っていただいて、先ほどの普及啓発の矢印のベルトコンベアに乗っていただくということが、我々がもくろんでいる一つの普及啓発のプログラムというふうに言えると思います。

普及啓発については、以上でございます。私どもの成年後見センターの取り組みについて、具体的に申し上げておきたいと思いますが、組織運営につきましては、ごらんとおりでございますので、割愛をさせていただきたいと思います。

めくっていただきまして、10ページ以降でございます。法人後見と任意後見、さらには12ページでございますが、社会福祉協議会が区民後見人の監督業務を行っております。それぞれ実績を挙げさせていただいておりますが、スライドの12ページのご説明のほうを本日のメインとさせていただきたいと思いますが、累計でそちらの一番下に書いております。平成29年5月31日現在でございますが141件、これは東京都内、あるいは全国的に見ましても、比較的數字としては多いほうだというふうに承知をしております。

累計ですね、現在、動いている受任件数62件の内訳もその下に書かせていただいております。施設等62件、在宅の方、残念ながらいらっしゃらないですけども、類型も後見類型60件、これは国の統計とほぼ一致いたします。やはり後見類型が圧倒的に多いという問題点は、実は基本計画でも挙げられているところでもございました。ということで、こういった実績をまず、ご紹介をさせていただきたいと思います。

続きまして、13ページです。世田谷区は、全国に先駆けてということで、ある意味、先進事例ということで、ほかの社協さんからもいろいろとご依頼を受けておるところでございます。やはり、徹底的にご本人様に寄り添うというような姿勢でもって、専門職の方、弁護士、司法書士、社会福祉士の方がいらっしゃるのですが、そういった法律専門職、福祉専門職では、到底、対応することができないきめ細やかな区民目線による支援が可能となるという区民さん、ある意味、専門性をお持ちだというふうに私ども、考えております。

養成研修は非常に、ある意味これは厳しいプログラムです。3コマ以上欠席ですと、修了が認められないという形で、ある程度、厳しさも要求しておりますが、14ページを見させていただきますと、プログラム、直近のものをお持ちしております。ちょっと字が細かくて恐縮なんですけれども、法律面ですとか、医療、福祉に関する知識を各回の専門家の方をお招きして、あとは実習等のプログラムも交えながら、夏の暑い時期、今まさに実習に皆さん行っていらっしゃるところですが、こういったプログラムでもって、これまで、15ページでございます。駆け足で恐縮ですが、151名の方が修了されております。その

うち、受任経験のある方、77名、法人後見支援委員というふうに書かせていただいているのは、これは私どもの法人後見を少しお手伝いいただく支援員としての役割を担っていただくということでございます。

この128名、一番下、登録者の方がいらっしゃいます。63歳が現在の直近の平均年齢です。やはり、ちょっと高いのか低いかというのは、皆様のご判断にお任せしたいと思いますが、いずれにしても、熱心な方ばかりで、この方々のお力でもって社会福祉協議会成年後見センターの事業が成り立っているということが言えるかなというふうに思います。

16ページでございますが、世田谷区が大切にしているということ、先ほど少し申し上げました。徹底的に寄り添うという専門性をお持ちいただくと、こういったところを養成研修あるいはフォローアップの研修でも継続的に皆さんに動機づけ、意識づけをさせていただいているというところでございます。

17ページでございます。先ほど、監督人としての業務を少し申し上げましたが、世田谷区の社会福祉協議会が上からの監督ということだけではなくて、区民成年後見人さんが寄り添うという専門性を十二分に発揮していただけるような支援というものも大切にしております。その支援の一つで、ぜひきょう皆様にご紹介をさせていただきたかったのが、18ページでございます。

フォローアップの研修は、継続的に、実は昨日もあったんですけども、やはり全体会ということだと、私どもからの一方的な情報発信になってしまいます。きめ細やかな最新情報、ご案内のとおり、成年後見は法律改正がございますし、裁判所の書式ですとか運用が変わったりもいたします。あとは、介護保険法あるいは年金なんかも最近、少し変わっておるようでございますが、そういったきめ細やかなタイムリーな情報をメールマガジンということで、①番、配信を昨年の12月から始めております。

また、②番につきましては、区民成年後見支援員専用と書いてございますが、まだ皆さん一般の方が閲覧できる形でございますが、えみいサイトということで、ホームページの機能を使いまして、最新の情報提供、あとは書面によるやりとりをととても大切にしておりますので、書類等のダウンロード、あとはやはりセンターとの双方向のやりとり、センターと同じ熱度を持って、区民さんにはお仕事、活動していただきたいという思いから、センターの事業を皆様と共有をさせていただくというような取り組みでもって、昨年の12月あるいはこちらのえみいサイトはことしの4月でございますが、開設をして、1カ月当

たり大体千数百件のページ見をいただいているというふうなことになっております。

最後でございます。19ページですが、区民成年後見支援員さんの育成と、あとは活用です。えみいネットワークの構築というものを書かせていただいておりますが、やはり社協と区民成年後見支援員、さらにはあんしんすこやかセンター、関係機関、あとはほかの他職種との連携でもって成年後見の地域連携ネットワークの構築というものを考えております。

これは、基本計画にも書いておるところでございますが、広く貴重な福祉人材というふうに書いておりますが、区民さん一人一人がお持ちのスキル、あるいはノウハウを我々の成年後見に関する事業に活用をしていただきたい、一緒に頑張っていたいただきたいという参加と協働という考え方でもって、我々の事業は進んでいるということを最後に申し上げさせていただきます。すみません、少し長くなりましたが、私からの発表は以上とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○高橋委員長 ありがとうございます。

それでは、今の報告について、質疑をお願いしたいのですが、いかがでございましょうか。

ちょっと私から、基礎的なことを質問させていただきたいんですが、成年後見センターが受任するのは、区長申立てと、それ以外、家裁が選任する一つの選択肢という考え方と、いろいろあるかと思えます。やっぱり区長申立ての受け皿というふうに理解してよろしいですか。

それから、区民後見人が受任する場合に、当然、家裁にリストを出して選任されるということになると思いますが、そこら辺のプロセスをちょっと補足して説明いただくとありがたいと。

○荻原様 ありがとうございます。先ほど、すみません、飛ばしてしまった9ページに少し書いてございました。大変失礼いたしました。

お尋ねの、まず世田谷区の場合ですが、平成28年度、54件の区長申立て実績がございました。平成28年度の数字でございますが、54件の区長申立ての件数がございます。

その54件の区長申立ての案件につきまして、そちらの9ページのスライドでございますが、庁内検討ですね。もちろん、世田谷区の庁内で議論がされた後に、事例検討委員会という、左側の四角に上がってまいります。

実は、この事例検討委員会が、まさにマッチングの会議体でございまして、専門職が受任すべきなのか、法人なのか、あるいは市民後見人なのかということで、委員の方々の専門的なご意見を交えて、課題等も踏まえながらマッチングを決めさせていただくのが、この事例検討委員会という、そういった仕組みになります。

そこで、法人ということになった場合は、法人という形になりまして、今現在の現状でございまして、おおむね法人後見で受任しているケースにつきましては、区長申立てがほとんどです。

さらに申し上げますと、地域福祉権利擁護事業で、やはり判断能力が低下をされて地域福祉権利擁護事業では対応ができなくなったときに、切れ目のない支援ということで、引き続き法人で後見をお受けするという、ある意味、移行というんですかね。地域福祉権利擁護事業からの移行案件も最近は増えてきております。

また、市民後見人さんに関しましては、同じく9ページのスライドでございまして、事例検討委員会から右に矢印が出ていると思いますが、事例検討委員会で区民さんが適当なケースだとなった場合に、具体的にAさんBさん、具体的にどの区民さんを推薦するのかというふうなことを図るのが、運営委員会小委員会でございまして、区民さんの場合は、そういったことで二段構えのステップになっております。

この運営委員会小委員会で区民さんのご経歴ですとか、ご経験等を総合的に判断させて、家庭裁判所に推薦をしていくという、そういった流れになっております。

○高橋委員長 ありがとうございます。

それでは、どうぞ成年後見制度は社協が受託しているケースと、あと調布でしたっけ、あれは多摩成年後見センターという独立法人ですよ。あれは、法人格は何でしたか。たしか、各市町村がある種の委託してつくったやつと、大体大きく言ってその二つですか。多分、あれは多摩だけですかね。社協委託でないのは。調布と、何か3市町村ぐらいが共同してやっているとかと思いますが、その場合に、やっぱり社協は地域福祉権利擁護事業と成年後見制度の二つの機能を持ってやっているわけですが。少し質問、これは共通の事業として地域福祉の根幹をなす、そういう仕事でございまして、推進計画として、全都的な実施状況とか、そういうのは、もう把握していらっしゃる。

○森田地域福祉推進課長 そうですね、推進機関というものを東京都の中には設置してございますけれども、区部では全部、それから市部では羽村市以外については全部設置しているというところでございます。そういった状況については、把握をしております。

○高橋委員長 ありがとうございます。

どうぞ、ご質問。はい、どうぞ。

○室田委員 ありがとうございます。6ページのところに、成年後見センターの体制ということで書かれていらっしゃるんですけど、先ほど総勢25名のスタッフがいるということだったんですが、全員、成年後見の事業だけに取り組みられているのか、それとも兼務で例えば地区の担当とか、そういったこともされているのか、そこを教えてくださいませんか。

○荻原様 地区の担当というのは、これはあんしんチームですかね、あんしんチームでは、先ほど世田谷区は5地域に分かれているということですが、ただ、やはり偏りが地域ごとにありますので、しっかりと誰々地域担当というふうなことはとっていないと聞いておりますが、各地域の担当というのをとおむね分けているというふうに聞いております。

後見につきましては、特に地域あるいは地区の担当職員というのは置いておりません。どういうことかと言いますと、やはり法人後見ですね、多摩地域といいますか、あちらのほうの施設に遠方の施設にお入りの方が非常にやはり私ども、そういった難しいケースとありますが、受け手がなかなかないケースをお受けしておりますので、世田谷区内で分けるよりかは、本当にワールドワイドじゃないですね、東京都内全域をカバーしているというイメージでやっておりますので、特に地域、地区は担当は設けておりません。

○室田委員 ありがとうございます。

○高橋委員長 そうですね、区外施設の問題があるんだ。とりわけ、障害の方たちもそうですし、これは大事な論点だと思いますね。

いかがでしょうか。

○小林副委員長 区民後見になれる方は、どのような職業経歴を持っておられるのでしょうか。また、今後、何人くらい区民後見が必要かというような算定をしておられるかどうか教えていただければと思います。

○荻原様 まず、算定につきましては、やはり今後、認知症高齢者が増加していくという問題がありますので、しっかりと計算といいますか、見積もりを立てなくちゃいけないということは、最近、区のほうとの議論の必要性を感じておりまして、これからまさに議論をしていくところでございます。

あとは、今、区民成年後見支援員で登録をしていただいている支援員さんのこれまでのキャリア、経歴ですけれども、平均年齢63歳と先ほど申し上げましたが、やはり一般の

企業の退職をされて比較的時間のある方、その業種も、業種は本当に多岐にわたっております。一般事業会社から、あとはご自身で自営業をされていた方、本当に多種多様な人材を私ども、まずは書類選考をさせていただいて、その後、面接という形でもって、選考手続を経た後に養成研修を受けていただくというプログラムをとっているものですから、本当に人材を一言で語り尽くせないくらい、いろんな方がいらっしゃいます。

女性が比較的、登録者の方が多いんですけども、それこそ主婦の方、ヘルパーだった方、やはりどちらかというところ、福祉分野、ボランティア関係に造詣の深いが多いなという印象はございます。

○小林副委員長 職業経験がなくても大丈夫でしょうか。会社勤務などの経験がある方はわかりますが、少し言葉に語弊がありますけれども、例えばボランティア活動を熱心にやっておられたような方であれば、区民後見人支援員として研修によって十分やっていただけるという、そういう感じですか。

○荻原様 必ずしもボランティア経験とか、職業経験がある方でなければいけないというふうなことではなくて、お人柄を面接でも、やはり我々の所長を初め、所長はやはりそれなりの後見のご経験等がありますので、そういったこれまでの経験を踏まえて、この人だったらというふうな目でもって選考をかけているというふうに承知をしております。

○高橋委員長 はい、ありがとうございました。今の話は、ものすごく重要で、後見業務は専門職後見でさえ問題を起しているんですよね。そうなると、市民後見、区民後見人が何か問題をしたら、制度そのものが、多分、裁判所は選任しなくなる可能性が、そこら辺のリスクを最小にするというか、ゼロにする努力は本当にご苦労なさっているのではないかとということと。

私、こう見ていると、私、今までこの仕事をしているものですから、創設以来やってきて見ているのは、やっぱり職業上のキャリアなり、半分本気で、半分冗談なんですけど、法学部出身者は結構多いのに、法学的知識は使っていないよなという話をもう一回、研修でもう一度それを丁寧に発掘する。これ、裁判所の調停委員なんかも半分、彼らに似ているんですね。私の知り合いの定年退職者は、結構、それを一生懸命やっていて、そういう意味で新しい社会貢献の姿だという感じはありますが、それだけやっぱり信用をどうきちんと制度的に確保する、それは多分、運用上、ご苦労なさっていることの一つかなと思っております。

そんなことで、いかがでございます。ほかに、はい。

○関口委員 清瀬市です。どうもありがとうございました。

区民後見人の受任ケースというのは、首長申立てがほとんどというふうに先ほどお聞きしましたが、清瀬市では首長申立てをするケースというのは、虐待困難ケースの割合が多くて、なかなか市民後見人が手を出せるケースは少ないと日ごろ感じておりますが、区民後見人全体ではどれくらい虐待ケースの受任ができているのかをお聞きしたいと思います。

○荻原様 特に虐待ケースで区民成年後見人という統計はとっていないんですが、世田谷区の場合は、区民成年後見人が受任をした後も、保健福祉3課と世田谷区の場合は申しますけれども、申し立てをしてきた所管の保健福祉部局のほうで、引き続き協力体制をとるというふうなことでもって、区長申立てをしています。

そもそも虐待ケースで、例えば虐待者、養護者に関していえば、引き続き区が対応をして、ご本人様のご身上監護について区民さんが徹底的に寄り添うという役割分担でもってやりますので、全てを区民さんが抱え込むというふうなことではないというふうなやり方をとっておりますので、虐待だから区民さんが受けられないというふうな判断は必ずしもしていないというふうに理解をしております。

○高橋委員長 ありがとうございました。この議論も、ぜひまたやらなければいけない議論でございますが、きょうは第一ラウンドということで、権利擁護というのは、成年後見のうち、僕は日常生活支援事業と呼んで、地域福祉権利擁護事業と呼ばないことにしているんですが、それと同時にもっと広がりのある非常に重要な仕事が多々あるんだろうと思っておりますので、そこら辺は議論をまたきょうの……。

はい、どうぞ。

○森田地域福祉推進課長 すみません、一言補足だけさせていただきます。

先ほど、委員長のほうから、多摩のほうでは法人でやっているんじゃないかという話がありましたけれども、一般社団法人で推進機関を共同設置しているところがございます。調布市、多摩市、日野市、稲城市、狛江市ですね。その他については、単独で主に社協が中心にやっているというところがございます。補足です。

○高橋委員長 ありがとうございました。

それでは、そういうことで、ぜひこの問題は深めたいと思っておりますので、本当にありがとうございます。ちょっと時間が押し寄せになって、進行が不手際でございますが、引き続き、江戸川区の小嶋さんのほうから、なごみの家松江北という地域拠点がございますが、小嶋さんのほうからレポート、よろしく願いいたします。

○小嶋様 改めまして、江戸川区社会福祉協議会の小嶋と申します。よろしくお願ひいたします。資料は、本日、6になります。

本日、区の補助を受けて、江戸川区社会福祉協議会が平成28年5月7日に開所いたしました地域包括ケアシステムの拠点、なごみの家について、お話しさせていただきたいと思ひます。ページ番号2ページ目をめくっていただければと思ひます。

まず、なごみの家の大枠組として、3つの機能がござひます。まず、なんでも相談、子供から熟年者まで誰でも集える交流の場、地域のネットワークをつなげるという三つあります。

それぞれの機能の詳細については、この後、昨年度の実績を踏まえてお話ししますが、これらの3つの機能を有機的に結びつけて、私のようなソーシャルワーカーが地域を回り、地域の方々と顔の見える関係をつくることで、地域まるごとの支えあひの仕組みをつくっていけると考えております。

3ページをめくっていただひて、簡単に江戸川区の概況と、なごみの家の展開についてお話しします。

江戸川区はご存じのとおり、東京都の東の端にあります。7月1日現在で、人口は約69万人です。高齢化率も約20%で、そのような状況の中で、日常生活圏域、第二層になるでしょうか。江戸川区では、二つの中学校区がその圏域になります。この圏域割でいくと、江戸川区は15に分けることができ、1カ所ずつなごみの家を設置していくことを目指しております。

昨年度、まず、北と中央と南に開設しようということで、数字で言うと2、6、12になりますけれども、小岩、松江北、長島桑川ということで開設しました。空き店舗の活用をして、小岩と私が所属しております松江北は、商店街に面しておりますので、商店街組合にも加盟いたしてあります。

また、今年度、平成29年度に鹿骨というんですか、「鹿」と「骨」と書いて「鹿骨」といひますが、こちらは区の施設の空きスペースを活用してあります。

先ほど、江戸川区の高齢化率20.9%の約20%と申しましたが、小岩だけで言うと、約高齢化率26%で、南側の葛西エリアの長島桑川は約16%と、北と南で約10%ほど高齢化率が違ひます。真ん中の松江北は、その中間平均ぐらいで、そういった数字からも地域性からも来館者層というのは異なつていまして、小岩のほうは来館者が本当に高齢者が多く、長島桑川は子供の来館が多いような形になっていて、私が所属しているところは

平均的と言えます。

また、このなごみの家の職員配置については、私のような、いわゆるコミュニティソーシャルワーカーというんでしょうか、私以外にもう一人おまして2名と、私たちがアウトリーチのような形で外に出ることが多いので、管理していただくようなスタッフが1名と、一応、健康相談にも対応できるように看護職1名の4人で対応している形になります。

それでは、この後、私が所属しておりますなごみの家松江北の実績でお話しさせていただきます。4ページ目をめくっていただければと思います。

3つの機能のうちの一つ目、居場所機能、サロンです。子供から熟年者まで誰でも集える交流の場ということで、本当、ふらっと立ち寄っていただく形で誰でもなごめるような雰囲気づくりを心がけています。画像のとおり、高齢者と子供がいたり、世代間交流があります。

また、本当に障害者の方も多く利用されていて、その方々からいうと、ここはいつ何時に行かなきゃいけないとか、いわゆる決まり事がないからいいというお声をいただいています。

5ページ目をめくっていただいて、一応、来館の層になりますけれども、小学生の利用が多くなっております。近くに、もちろん小学校があるということにはなるんですけども、ここは本当に予約制をとっているわけではないので、常時、人がいらっしゃるわけはありません。最近、本当に小さいお子さんを連れて子育て中のお母さんがふらっと来所されたり、あと、商店街に面しておりますので、ちょうど横が本当に行列ができるほどの八百屋さんなんですけれども、お買い物後に来所される方がかなり多くいらっしゃいます。商店街に本当にお茶でも飲んで行ってあげなよということで、声をかけていただいて、延べ人数にはなりますけれども、昨年度開所以降、3月末で、一応4, 913人の方に足を運んでいただいた形になります。

6ページ目になります。実際、そういったサロンがありますけど、特にイベントとか組んでやっているわけではありません。やはり、住民の自発性、何かをやりたいという動きを生むためにやりませんでした。ですけど、やっぱりスタッフとしては人が来てもらわないと怖いなということで、何かきっかけと考えると、先ほど管理スタッフと申し上げましたがお手玉をつくれるスタッフがいましたので、一応、なごみに来てくれている地域の女性の方々でお手玉づくりをし始めました。

来所者に小学生が多かったこともあるんですけども、一応、なごみに来ているおばさ

んたちから来てくれている子供たちへの贈り物として、近隣小学校五つに寄贈させていただきました。

また、今年度5月7日で1周年ですが、たまたま来所された方が何かやらないのということでご提案をいただいて、来館された方々で千羽鶴を作成したと。いわゆる、こういう形で地域のつながりをつくってきています。

7ページ、お願いいたします。また、地域貢献ということで、地域包括支援センターを江戸川区では熟年相談室と呼んでおりますが、そこがなごみの家で認知症カフェを実施してくれています。なごみの家がニコニコ商店街という商店街に属しているので、名称をニコニコカフェということで実施していただいて、月1回、土曜日、2時から実施しています。毎回30名ぐらいの参加者がいらっしゃいます。

また、近くに理学療法士、PTさんを養成する専門学校がございまして、その先生がボランティアで介護予防の椅子に座ったままのすっきり体操ということで、実施してくれております。こちら月1回なんですけど、毎回20名ぐらいの参加者がおりまして、一応、地域の関係機関もこのように協力をしてくれています。

続きまして、8ページですが、この後、9ページでもご説明します学習会とあわせてなんですけど、イベント等を先ほど実施していないとお伝えしましたが、立ち上げ前から、この子供食堂と学習会については実施を予定しておりました。

まず、子供食堂に関しては「地域の子供を地域で育てる」というコンセプトのもと、地域のボランティアの皆様のご協力を得て開催してきています。毎回のメニューをボランティアの方々と話し合いで決めて、広報周知に関しては近隣の町会・自治会と小学校のご協力のもと、やらせていただいております。

昨年の6月に始めた当初は、江戸川区内でなごみの家以外で実施している子供食堂は2カ所しかありませんでしたが、最近ではかなり各地で子供食堂を始められておりまして、地域の支援がスタートしてきているんだなということをなごみの家をきっかけとして、実感しております。

次の9ページの学習会に関しては、江戸川区として、学習支援事業を行政の各課で取り組んでおります。なごみの家以外では、家庭教師の派遣型や塾型などを実施していますが、なごみの家では、いわゆる貧困世帯とか、不登校、発達障害などがあって、授業についていけないようなお子さんたちを対象に実施しています。

そのため、生活保護のケースワーカーだったり、民生・児童委員さん方に呼びかけをお

願っております。こちらの事業に関しては、NPO法人のキッズドアさんに委託をしております。学習能力の向上ではなく、学習習慣の定着ということを目指し、勉強だけではなく、教えてくれたボランティアの学生と食事を楽しんで帰るといふ、いわば居場所づくりの一環になるかもしれませんが、このような形で実施しております。

続きまして、駆け足で申しわけありませんが、二つ目の機能、なんでも相談です。なごみの家で、初めて来所して相談したいというケースも実際はあるんですけども、本当に多くはありません。ほとんどの場合、本当に来所の回数を重ねる中で、例えば看護スタッフがいまいますので、健康面の不安なことを看護職に相談されたり、サロンの中で管理スタッフとか、地域の方々と話されている結果、専門相談員が相談を受けるような流れになっているのかなと思います。

必要があれば我々のような相談員、または看護職か専門機関につなぐこともあります。ただ、つないで終わりではなく、同行したり、後追いを必ずすることにしてあります。かなり、相談窓口は本当に縦割りというか、分野に分かれておりますので、そこに横串を刺すように、つなぐことが重要と考えております。

続いて、すみません、11ページになります。一応、相談者の属性、年齢、性別はこのようになっています。

12ページで、内容やつなぎ先ということで載せましたが、圧倒的に内容に関しては生活相談だったり、健康相談が多いことがわかります。家庭や職場の人間関係だったり、今後の生活の不安などが多くなっていて、健康相談は日々の健康チェックのような形でしょうか。

続きまして、13ページです。見守りキーホルダーのご説明になるんですけども、これはこの後のネットワークにもつながってくると思うんですけども、ほかの自治会さんでもかなり実施されていますが、江戸川区でも今年度4月から見守りキーホルダー事業を開始しました。

区内の65歳以上の方か、障害者手帳をお持ちの方にお渡しし、申請する際に、住所、氏名など、緊急連絡先などを登録していただいて、お一人お一人、番号が記載されておりました。外出時の急変時、身元がわからず保護されたときに、警察や消防や医療機関からの照会にお答えできるものです。

一応、申請配付については、なごみの家、現在、4カ所で受け付けておまして、松江北では4カ月で230件ぐらいの申請を受けております。

続いて、最後の機能、ネットワークになります。14ページになります。ふだんから地域を回り、関係づくりに努めてはきておりますが、なごみの家では、いわゆる協議体というんでしょうかね、地域支援会議という会議を実施しています。一応、写真の一番左にあるように、報告とかそういったことに関しましては、従来型の口の字会議ということで実施していましたが、それ以降はグループワークで実施してきております。

この説明に関して、昨年度からの流れということで、ご説明します。15ページになります。

昨年の夏に江戸川区が65歳以上のひとり暮らしの方や、障害者手帳をお持ちの方など、いわゆる災害時に要援護者になる可能性が高い方々に、見守り名簿を作成したいとおはがきを出しました。おはがきの返信をもって見守り名簿への掲載の同意としたわけですが、そういった名簿に載った方々がなごみの家松江北の圏域に1,366件ありましたが、私ともう一人の相談員で一応、全戸訪問しまして、地域で住み続けるために必要なことや不安なことをお伺いしてきました。いわゆる地域課題の集約です。

その地域課題をもとに、12月の第2回の会議では、参加者の方々からも地域課題を出していただき、2月の会議では地域課題に向けた地域としての方針を決めました。

そして、これは今年度になりますが、6月の地域支援会議で地域課題を地域の皆様でできること、関係機関でできること、行政でできることで仕分けをしました。

すみません、16ページを見ていただくとあれなんですけれども、地域課題は実際は全部で70項目ありました。その中で、意見数や地域ニーズが高いと思われた項目の上位10を仕分けした形になるんですけれども、1項目ずつ確認していく中で、まずは地域の住民主体の活動として、見守り支援活動を実施していくことになりました。

一応、この一連の流れ、地域課題を抽出し分析し、いわゆる住民組織の生活支援活動創出へと流れをつくっていきました。

この会議形態ですが、17ページにもありますが、本当に町会長さんや各団体の長と名のつく方々と、いわゆる一般区民、地域のボランティア、関係機関の皆様でグループワークをして、発表していただくような形式で実施することはすごく不安もありましたが、しっかりとした一連の流れをつくれたことで、会議参加者の感想にもあるように、地域の方にご理解いただき、一段ステップを上ることができたのかなと実感しているところではございます。

最後のページになりますが、なごみの家はやはり地域包括ケアシステムの拠点として、

誰もが住み慣れた地域で最期まで暮らし続けられるように、支える人と支えられる人が相互に助け合うような多世代循環型の「地域まるごと支えあいの仕組み」をつくっていくことが使命だと考えております。

一つ、代表的なエピソードをお話しさせていただくと、ある子育て中のふだんから来所されている30代前半のお母さんが、保育園に通い出した娘のために、浴衣を縫おうと始められました。自宅で作成されていたということなんですけれども、縫い方がわからず進まなかったところで、なごみに行けば誰かできる人がいるだろうということで、生地を持って来所されました。

その方の予想どおり、来所中の年配の女性が教えてくれたり、散歩途中の方、なごみの家はガラス張りになっているんですけども、のぞき込んで中に入って手伝ってくれたりして、同様のことが数日間続いて、見事完成に至ったということがありました。

これは、やはりなごみの家がなければ生まれなかった、世代を超えた交流があったと実感した機会になりました。いわゆる、この小さな地域の輪ですけれども、このような輪を広げていきたいと思っています。

正直、まだ1年ちょっとで発展途上で、本当に行き届かないご報告であったと思いますが、少しずつで、またよいご報告ができるようにしていきたいと思っています。

すみません、簡単ではございますが、ご清聴ありがとうございました。

○高橋委員長 ありがとうございます。ものすごくライブな感じでお話をいただいて、イメージが共有できたような気がいたしますが、いかがでございましょうか。ご質問、ご意見。

はい、どうぞ。

○室田委員 なごみの家の存在を知らなかったのも、非常に興味深く伺いました。一度、訪問させていただきたいと思っています。

質問は、簡単なものが三つありまして、一つは、このなごみの家を設置するということ、地域福祉計画もしくは活動計画に位置づけられていたのかということ。

2点目は、今回、4カ所ですかね、初年度3カ所で4カ所ということですけど、こういった開設場所の選定はどういう理由によって4カ所を選んだのかということ。

その開設までの間に、住民の関与があったのかということですね。開設した後に支援会議をされるというのはわかったんですが、その開設までに住民が関与することはあるのか、それが3点目の質問です。

以上です。

○小嶋様 ありがとうございます。まず、区の地域福祉計画の中には、地域包括ケアシステムの拠点をつくっていくということはあったんですけど、江戸川区社会福祉協議会自体、地域福祉活動計画が実はないんですね。これからつくっていかなくちゃいけないなと思っているんですけど、そういった形になっています。

二つ目の4カ所の選定になりますが、ページは3ページ目になりますかね、先ほど申し上げたとおり、一応、北と中央と南につくろうということで、初年度に関しては空き店舗の活用というのがあったので、スペース重視で3カ所を選ばせていただきました。

一応、今後に関しては、そういった活用だったり、区の予算もございますので、空きスペースの活用は、今回は鹿骨はそうだったわけですが、そういった形で考えていくところかなと思います。

最後の住民の参画というか、そういったところではございますが、実際、始まる前にご説明には伺った経緯はございますが、活動として一緒に取り組んできたのは、いわゆる始まってからという形になります。

○高橋委員長 ありがとうございます。ものすごく大事な論点です。

相田さん、どうぞ。

○相田委員 すばらしいなと思っていますけど、板橋区は一つしか、まだないんですけどね。アウトリーチでいろいろなところを行かれますよね。先ほどお話で、お二人で管理をなさっている、外へ出かけることも多い。そうすると、一日中、来てくださった区民の方たち、皆さんも何か自然に面倒を見る方たちができ上がっているんですね。明け渡してお出かけになるわけですよ。

○小嶋様 すみません、説明がわかりにくかったと思うんですけども、一応、管理スタッフと呼ばれる、いわゆる話し相手といったらあれですけど、そういったスタッフがいますので、そういった方々がつないでくれたりはしています。確かに、アウトリーチしているんですけど、ずっと行っているわけではないので、そういった中で、一応、ただ住民の自発性というと、少しずつ輪というのはできてきているのかなと、1年たって、まだ短いんですけど感じてはいます。

もちろん、あと民生委員さんにかなり足を運んでいただいて、一緒に行かないとかという形で訪問させていただいたこともございます。

○相田委員 ありがとうございます。

○高橋委員長 民生委員さんにとってみれば、抱え込まないで済むようになったというのは、逆に言うと民生委員さんの仕事がものすごくフットワークがよくなったんじゃないかと想像いたしますが、いかがでしょうか。

○小嶋様 まだ、本当に1年足らずで、何とも言えないんですけども、なごみの家の理解がきょうご説明して、どのぐらいわかっていただいたかわからないんですけど、やっぱり見ていただかなきゃわからないなというところで、来ていただいた方に関しては本当に、特に今のご質問で、あれでいくと、ごみ屋敷というのがかなり民生委員さん、抱えていらっしゃる件があって、まだ全然解決には至っていないんですけども、そういったところで一緒に取り組み始めたというのは、一つ、成果かなとは思いますが。

○高橋委員長 いかがでございましょうか。

はい、どうぞ。

○新保委員 お話ありがとうございます。おくれたの参加で申しわけありません。

生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関とのかかわりやつながり、ネットワークに入っているかどうかについて、お聞かせください。

○小嶋様 生活困窮の窓口に関しては、江戸川区は生活保護の課とくっついて、くらしごと相談室と呼ばせていただいているんですが、そういったところがあります。

実際、相談件数の中で2件だけ、くらしごと相談室と何件かつないだケースはあるんですけども、引き続き継続的に支援を行ったのは2件ありました。

その中で、結果的に生活保護には至ってしまったんですけども、職員同士かなり意見交換をしたり、相談の中でやはり金銭的な部分の将来的な不安だったり、今現在の不安というものもあるので、そういった面では本当に総合的には生活困窮の窓口と今後も恐らく密接にかかわっていく必要があるかなと思いますので、今後、連携を深めていきたいなと思っております。

○高橋委員長 いかがでございましょうか。

はい、どうぞ、山根委員。

○山根委員 すみません、練馬区です。

ちょっと教えていただきたいんですけども、江戸川区さんの場合に、今現在、四つの拠点をつくられていて、全部で15おつくりになるということだと、まだこれから随分つくらなければいけないと思うんですけど、練馬区も約72万人ということで、同じぐらいの規模なんですけど、新たな拠点をつくるというのは、場所の問題にしても、人員の問題

にしても、なかなか難しいというのが現実的な問題だと思うんです。

例えば、既に何かやっているところに新たな機能を付加するというようなことであれば、拠点はある程度場所があるわけですし、人も若干ふやすか、すればいいのかなというところはありますが、新たに拠点を設けていくというあたりの見通しとか。

あと、お聞きしたいのは、今、コミュニティソーシャルワーカーが2名と管理スタッフが1名と看護スタッフが1名という形の4人のチームというふうにおっしゃっていましたが、お聞きした感じでは、管理スタッフの方はひよっとすると地域の住民の方のボランティア的な形をお願いしているのかなんて思ったんですけど、そのあたりどういった方がどんな形で参画をされているのか。実際問題として、例えば社協の常勤の方がやるというようなことになってくると、人件費の問題だったりとか、いろんな問題が出てくると思うので、さまざまな場所の問題、人の問題をどのような形で江戸川区さんとして考えていらして、クリアされているのか、お聞かせいただければありがたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

○小嶋様 ありがとうございます。場所と人材ということで、場所は本当に先ほどから申し上げているとおり、やっぱり空き店舗の活用とか、区の空きスペースということで、ちょっと地域15あるんですけども、ちょっとそこら辺は、ちょっと今後展開がどうなっていくか、ちょっとわからないですが、そういったところは、やっぱり活用していかなくてはいけないところかなとは思っています。

人材のところなんですけれども、実際に人材確保というのは、非常に社会福祉協議会としては難しいところかなとは思っています。

圏域で、例えば私の松江北で言うと、かなりの人口が多いわけで、その中で二人でやるというのは、正直激務と言えるかもしれません。かなり1年たって、地域のケースとして、かなり積み重ねてきている可能性はあるとは思いますが、個別のケースまでは、ちょっと手をつけられていないのは、ちょっとまだ現状ですので、そういったところはやっぱり課題かなとは思っています。

管理スタッフのところに関しては、一応、非常勤という形で、一応雇っている形になるんですが、これに関しては、やはり誰でも来ていいようなところへ話をつないだり、回すのは簡単ではないので、一応ある一定の、いわゆる区のOBというか、そういった関係していらっしゃった方々に、一応お願いをしているという形になります。

○山根委員 そうすると、コミュニティソーシャルワーカーの方は、当然、社協の固有の

常勤の方だと思うのですが、その方たちは、どこから異動してきたという形ではなくて、これだけ15カ所に二人ずつということになるということは、単純計算して30名、社協の職員をふやすと、そういうふうには理解しちゃっていいんでしょうか。

そういったことだとすると、社協の職員になって、すぐに果たしてできるものなのか、どうなのかということもあるので、ちょっと時期の問題もありますけれども、キャリアというか、経験、そういったものをどういうふうな形でお考えになっているのかが、お聞きしたいのですが、お願いします。

○小嶋様 もちろん、ちょっと経験を積んだスタッフといいますか、私も生活福祉に担当していたこともありますし、あと私のパートナーは、権利擁護のほうをずっと長年やってきた人間です。

各所そういった相談、経験者ばかりでして、鹿骨に関しては、今回は初めて委託に出しました。社協直営が、すみません、説明が行き届かなかったんですけど、小岩、松江北、長嶋桑川に関しては、社協直営という形になるんですけど、鹿骨に関しては、一応委託という形で、今後、その人材のところに関しては、そういったところの民間活用というのが避けて通れないかなとは思っています。

○山根委員 ありがとうございます。

○高橋委員長 ありがとうございます。大変示唆的な実践だなと思いながら伺いました。

今のお話を伺うには、やっぱり秋山さんの暮らしの保健室を想像しながら、あれはまさに空き店舗なんですよ。それで、出入り自由というところがみそ。

要するに今まで、役所が提供するスペースというのは、くじ引きで使うか、行政が直接やるかしかなかったんですけど、地域の共同型の場所というのは、常時確保するというのは、すごく大きいですよ。関西のほうだと、町会がそういう場所をもっているんですけど、東京の場合は、要するに自治会館とか、そういうのをそういう使い方をしているところはたくさんあるんですけど、そういうところは残念ながら東京にはないので、それで多分これから僕、空き家がこういう使い方、これも大牟田なんか見ていると、まさにそういう使い方を町内でしているとか、いろんな多様な使い方を地域の資源の状況と知恵比べみたいな感じでお出しになっているので、そういう意味では、ものすごく示唆的な実践で、大事なところは、制度じゃないということですよ。地域のよりどころだという感じがあって、そこから制度の道が、示唆的法のいろんな道を開いておられるというのが、ものすごく、その土地柄とも、ものすごく関係があるんですけど、大変示唆的な、やっぱり江戸川区は、す

ごく先駆的なことを昔からやっているところなんだけど、改めて大変大事な。

そして逆を言うと、江戸川区はこういうやり方をしていますが、いろんな形で、こういう活動、居場所づくりの活動は全都的に今、ものすごく広がっていますよね。

世田谷で僕の知っているのは、「こめこめくらぶ」とみんな呼んでいるんですが、家主さんが木造アパートをもっている家、おばあさんの家主さんが、その空き部屋を提供して、地域のよりあいになっているという、そういうような話を聞いたことがありますし、いろんな形で広がっているのが、うまい形で地域づくりとつながっていくというのが、ものすごく重要だなと思いつつ伺っておりました。

少しお約束の時間、もっと、もう一つ大事なテーマが。ほかになければ、そんなことで三つの事例は、それぞれ反すうしながら、ここでの議論を考える、大変いい実践に即した議論をするための大変大事な発表をいただきまして、心から感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

それでは、ちょっと時間が迫っておりますがというか、少し時間を頂戴して、これからの進め方について、事務局のほうから、計画の構成要素という、それから等に含めて、事務局よろしく願いをいたします。

これはどなたが。

○森田地域福祉推進課長 生活福祉部の地域福祉推進課長の森田です。よろしくお願いいたします。

資料の10でございます。

お諮りしたいのは、地域福祉支援計画の構成の素案とですね、あと計画期間ですとか、そういったところについて、ご議論いただければと思います。

まずは1枚目、1ページ目でございますけれども、あくまでも今現在ですね、こういうことが考えられるんじゃないかというたたき台でございます。

まず1番としては、策定の考え方から入ると。それから2番目のところでは、取り巻く現状、いろいろなデータ等を入れていくことになろうかなと。問題は、この第3のところになるかなと思うんですけれども、今現在、事務局のほうで置いておきますのが、課題と施策の方向性ということで、主に大きく三つのテーマに分けてございます。

包括的な地域福祉の推進というところで、例えば、包括的な相談体制、きょうも話ございましたけれども、こういったものですとか、住民と行政の協働による地域課題の解決体制の構築、それから地域共生型サービス、あるいは民生児童委員の活動への支援といった

ところでございます。

それから、二つ目といたしましては、地域の個別課題への取組ということで、低所得者あるいは住宅確保要配慮者、さらに災害時の要配慮者対策というところでございます。

それから、三点目として、持続的な福祉サービスの提供ということで、福祉人材あるいは福祉サービスの質の向上、あるいは、きょうありましたような権利擁護の推進、こういったものを事項として書いてございます。

それから右のほうにもありますけれども、都内の好事例ということで、本日もゲストスピーカーの方からご発言いただきましたけれども、こういった事例ですとか、あと今後予定しております区市町村のヒアリングを踏まえまして事例も盛り込んでいきたいというふうに考えてございます。

参考の資料といたしまして、2ページ、3ページ、4ページにかけまして、主な他県の計画、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府でございまして、構成としては、こちらのほうをごらんいただければと思います。

中身としては、そんなに変わるものではないんですけれども、例えば、4ページの神奈川県とかはですね、この施策の展開というところで、「ひとづくり」、「地域(まち)づくり」、「しくみづくり」、というようなまとめ方が特徴的かなと思うんですけれども、いずれにしても、こういうくり方とかですね、まとめ方については、いろいろ考え方があろうかなと思います。

それから、5ページでございまして、計画期間・推進体制についてというところで、上のほうの囲みはですね、これは国のほうから平成14年に出ている、ちょっと古いんですが、これ以降改定がされていない計画策定の指針でございまして。

そちらのほうでうたわれているのが、計画期間につきましては、おおむね5年で、3年で見直すことが適当であるということをございます。

それから二点目といたしましては、毎年、定期的に点検するというところで、例えば計画評価委員会のような進行管理をする、体制を確保することが必要ではないかということをございます。

関連いたしまして、改正の社会福祉法でございまして、この中でも都道府県は定期的に、この計画について調査、分析、評価を行うよう努めると、必要があるときには計画を変更するものとするということをございます。

こういったところから、構成の素案あるいは計画期間推進体制等について、ご意見いた

だければと思います。よろしくお願いいたします。

○高橋委員長 ありがとうございます。

なかなか、ここら辺の整理は、ちょっと知恵の出どころでございますので、多分、事務局も悩みながら、この資料をおつくりになったのではないかと思います、どうぞご意見を。

はい、どうぞ。

○小林副委員長 時間がないようですし、これからも継続的した議論があると思いますので簡単にお話ししたいと思います。

3のテーマ①に関する資料10の項目で、包括的な地域福祉の推進となっておりますが、地域福祉の概念自体が今問題になってきておりますので、この四つの要素でいいかどうかをもう少し考えたほうがいいたらと思います。

テーマ②で地域の個別課題と言っているのは、これは低所得と住宅要保護配慮者、それから災害時要配慮者ではちょっと狭いのではないかという感じがします。

資料で出していた3ページ目についても、埼玉県の例を見ますと、第5章が地域包括ケアとなっていて、福祉力という概念が使われています。さらに、6章が孤立、見守り、支え合う地域、それから、7章が地域福祉を支える担い手づくり、8章がサービスになっています。このような埼玉県の構成をみると、今回の東京都の支援計画も、もう少し違ってもいいのではないかという気がします。地域福祉にとっては、孤立、孤独への対応がやはりかなり重要なことですし、低所得ということだけではなくて、もっと広い何か社会構造の変化が前提になっているような地域福祉支援計画であってもいいのではないかと思います。この辺はまた議論をしていただければと思います。

もう一点、計画の期間ですが、これも5年と3年というのは、これでいいのかと思います。

事業計画で3年というのはわかるのですが、地域福祉計画もそれに合わせて3年ごとなのか、4年なのか、5年なのか、いろいろな考え方があると思います。少し長期的な展望を考えたときに、この期間についても、もう少し議論をしていただければいいのではないかと思います。

○高橋委員長 ありがとうございます。非常に大事な論点でございますが。

いかがでございましょうか、ほかに。

地域福祉支援計画のユーザーは誰かということを少し確認しないとイケませんよね。こ

れを使って支援される人は誰でしょうかという話があって、もちろん想定としては区市町村の地域福祉推進に役に立つという話もあるだろうし、いろいろな実践した東京、要するに、各区市町村の完結するところは区市町村の話になってくるので、もう少し広がりのある実施主体を念頭に置いて議論するのとか、そうなるとう度は川井さんがいらっしゃるんだけど、東京都の社会福祉協議会の活動計画をもっていらっしゃいますよね。そこと東京都に地域福祉支援計画がどうなんだ。それは先ほど小林先生がおっしゃったように、地域福祉の内実の話と非常にかかわってくる。

それから、多分きょうの話なんかも何うと、多分それはユーザーということと言うと、自分たちの地域福祉を進める上で、非常に示唆的な、これは自分たちでもやってみたらどうだろうかみたいな、そういうアイデア集とか、ヒント集みたいな機能も一つあるのかもしれない。

それから、やっぱり個別の障害も高齢もそうですが、個別の分野別計画があるので、そうするとそれでは盛り込めない。

これはきょう幾つかテーマとしてお出しいただいています、それを丁寧にちょっと議論をするという話もあるかもしれないとか、何かいろいろな切り口をちょっと少し整理して、それで委員の皆様にご意見を伺いやすく、少しこれをベースに、ちょっともう一作業要るかな。その場合に、先ほどヒアリングとおっしゃったのが、とても重要になって、逆に言うと、区市町村で、どうも区市町村のつくり方、地域福祉計画のつくり方はいろいろみたいなので、その広がり、多様性みたいなものを十分ちょっと踏まえながら、東京都としてはどういうことか。それからもう一つは、東京都としての地域福祉政策というのがあるのかなのかという議論はとても大きいですよ。

東京都としての地域福祉政策というの、もしあるとすれば、それについて東京都としては責任をもって、こういうものをこれからやるんだという、そしてそれについて、それを参考にしながらご活用くださいみたいな話もあるし、幾つか切り口があるような気がする、そこら辺を少し、これから委員の皆様とちょっと、事務局と議論ができればいいのではないかというふうに思います。

あとちょっと、いろいろお気づきのことがあれば、これにご指摘をいただけたらありがたいのですが。

どうぞ、どうぞ。

○川井委員 先ほど、小林委員がおっしゃったことに通じると思うんですけども、今ま

さに地域福祉そのものの概念が大きくなってきている。

その一つは、包括という言葉に象徴されるんですがそれは、福祉の中の狭い意味で包括的な体制にかわるというだけでなく、分野そのものが福祉を大きく超えて広がっていくという意味合いが強いのだろうと思います。

それは、まさに今回の社会福祉法の改正の中で、第4条2項で「地域生活課題」という言葉が新たに出てきて、ここで言えば、テーマは②のところでは、住宅確保要配慮者という非常に重要な概念がトップバッターとして出てきていると思います。それだけでなく、就労ですとか、教育ですとか、さまざまな分野をどう、それこそ包括的に支えていくかという概念が大事なだろうと思います。その辺りをもう少し丁寧に、①と②をひっくるめた、もう少し上位の概念にはなるかと思いますが、意識した構成にしたほうがいいかなと感じます。

○高橋委員長 ありがとうございます。

それから、これはたしか、新保委員のご傘下かどうか、総合相談の問題がかなり大きい、きょうのお話もそうだったと思うんだけど、地域包括支援センターというのは介護保険で発して、あと障害についても走り出して、それから生活困窮者支援、相談支援事業というのが入って、それで一方で総合相談の総合ですよ。そういう話は、これは相当重要な、東京都として考え方は、どうも提示しないとイケませんよね。

そこら辺のことを含めて、要するに、個々の事業として展開するもののもう一つ前の段階でのシステムづくりみたいな話が、要するに考え方、先ほど川井さんがおっしゃった社会福祉法の第4条の第2項で、新しく地域生活課題というのを出して、それで相談機能を非常に重視した条文の書きぶりで、しかしテーマは、地域包括ケアで言った福祉サービスに加えて、医療、福祉、介護、住まい、住まいが非常に大きいウエートで入ってくるのは当たり前の話で、今まで住まいと施設という考え方を施設は、とにかく病院の場合は、とにかく在宅で戻してくるんだとか、地域移行を進めるんだということになると、住まいをどうしたらいいのかという、それが先ほど言った住宅確保要配慮者、これを今度、住宅セーフティネット制度の改正と実は医療福祉は、非常に密接に関係がある。

実は自治体レベルで、そこは国のほうはそういう形で、両方の住宅と福祉政策の協議体は定期化しているんだけど、実は東京都もそうだし、区市町村では、まだそこがなかなか意識のレベルでも、どうも住宅行政担当者が特にそういう感じだという話をいろいろ伺っているし、それから福祉のほうは、住まいのことまで頭が回らない、ただ在宅とか居宅と

は言っているけれどもという、そういう話があるので、ちょっとそういうことも含めた、これは多分、区市町村にメッセージになっていく部分が、どうもありそうだとか、ちょっといろいろございますので、ちょっとそこら辺は次回予定しておりますので、そこで一つは国が何を考えているかというのを、ちょっともう一回、いろいろドキュメントだけではわからないので、幸い、堀田聡子委員は、今、あらゆる関係するチームに入っておられますので、ちょっとできれば、その話を伺えたらいいなという話を先ほど申し上げております。

それから、きょうの話を踏まえながら、少し整理を事務局から、このバージョンアップをやっぴり毎回毎回やっぴりバージョンを上げていって、これが最終的な報告書につながっていくということになると思います。そんな形で作業を進めるということかなと。

あと何かつけ加えること、委員の皆様からございますか。

はい、どうぞ。室田先生。

○

室田委員 今、委員長がおっしゃられたバージョンアップという点なんですが、具体的に、どうこれをバージョンアップしていくのかを何かこう示していただけるとありがたいなと思って。

例えば、この与えられた10分、15分の中にひたすら発言することで反映していくのか、それとも、例えばサブグループじゃないですけども、ワーキングチームみたいなものをつくって、たたきを何かもう少し議論していくのかとか、第4回ぐらいの会議でもう少し時間を割くのかとか、それがもう少しイメージを教えていただけると、どのタイミングでどういうことを発言すればいいのかというのもわかるなと思ひまして。

○高橋委員長 これは、ちょっと事務局と相談させてください。

それで、とにかく委員の皆様のお知恵をいただかないと、多分、事務局だけでは無理でございますので、知恵をいただきながら、そうすると知恵をいただけるような発題をしなくちゃいけませんので、そういう形で工夫をさせていただいて、早急にちょっと相談しながら、委員長、副委員長、それから事務局ということで、場合によっては、学識経験の委員の皆様のお知恵を借りながらというようなことも、そして言うまでもなく、現場の皆様にお役に立つ計画づくりというのが大事だと思いますので、ぜひ、そんな目標をしながら、少しこれからお願いをすることを整理しないといけませんので。

事務局それでよろしいですか。

それでは、もう時間、お約束を10分超過してしまいました。きょうは、ちょっと私の進行の不便で、まだまだ議論したいなという、そういうことがございます。

川井さんから資料提供が、ちょっと手短に。

○川井委員 貴重なお時間、大変恐れ入ります。

一つは読んでいただければありがたいということで、前回、2地区の地域福祉コーディネーターを中心とした取り組みのご発表がありましたが、そのうちの文京区社協も含んで実施した座談会の報告書がまとまりましたので、配らせていただきました。

冊子の後半部分には、各地区での活動のプロセスですとか、成果も見えやすいように、見える化を意識して編集しておりますので、ぜひごらんいただければと思います。

もう一つは、資料の11で、カラー刷りになったマップがございます。前回、地域福祉コーディネーターの取り組みが、都内でも広がっていて、文京区や武蔵野市を初め、成果を上げているけれども、そのアウトカムをどう評価するのかという議論がございました。それをKPIまでいくかどうか分かりませんが、どのように指標化していくかという宿題もいただいていたところです。

それに対する前回のお答えとしては、これからの課題だということではなかったんですが、一部、現時点での統計等でも言えることがあるかなということで、既存のデータを組み合わせて、資料11を作成したものでございます。

ちょっと見にくいかとは思いますが、左の下の四角の中が摘要欄になっておりまして、地域福祉コーディネーターを社協が専任で配置しているところ、あるいはほかの業務との兼務で配置しているところ、また、地域福祉コーディネーターとほぼ同様の役割を期待されている生活支援コーディネーターが配置されているかどうかという、その組み合わせで区市町村別に色分けがされております。そうした配置が手厚くされているところと、そうでないところの成果を何を指標として見ることができるかという、一つはサロンの数なら統計があるということです。地域福祉活動の進展度を評価するにあたって、サロンはやはり一つの大きな大事な要素だろうと思われるので、それを組み合わせてみると、左の四角の下のところで、平均サロン数というものが書かれております。例えば、一番上の地域福祉コーディネーターを専任において、しかも生活支援コーディネーターも置いている社協は、都内に8地区あるわけですが、その8地区の平均サロン数は140に近いという状況でございます。それに対して、コーディネーターの体制が弱くなればなるほど、下に行けばいくほど明らかにサロンの設置が少なくなっています。これは必ずしも地域福祉コー

ディネーターの配置の有無だけが要素ではないかと思えますけれども、それでもやはり地域福祉コーディネーターの体制が大きな成果、機能を果たしているのではないかということが言えるかなと思っております。

また、地区社協づくりという面でも、かかわりがかなりあるように見えるので、お時間がないので今日は説明を割愛いたしますけど、一番右の欄は、その地区社協の設置がされている地区かどうかというのを星印であらわしているということでございます。

以上です。ありがとうございました。

○高橋委員長 ありがとうございます。

これは浦田さんのほうの資料ですね。これも改めて印刷ができたそうです。本当はこれも議論したいところなのですが、そういうわけで、もう予定の時間を大変超過いたしました。

これはテーマによっては2時間じゃ大変だな、無理だなというときもあるかと思えますので、時間については、少し事務局の判断で、ちょっとじっくり議論しないといけないときが必ずあると思います。そのときは、少しお時間を頂戴するというようなこともお含みいただいて、これから進めていきたいと思っておりますので、それではちょっと次回以降のことを含めて、事務局にお戻しをいたします。

○坂本生活福祉部長 生活福祉部長の坂本でございます。

本日は、大変お忙しい中、活発な議論をしていただきまして、まことにありがとうございました。

また、きょう本当に大変お忙しい中、準備をしていただきました世田谷区の岩元様、世田谷区社協の荻原様、江戸川区社協の小嶋様には、この場をお借りいたしまして、大変御礼申し上げるところでございます。本日はどうもありがとうございました。

お三方の話を伺っておりまして、私がちょっと数年前まで、とある区で2年ほどお仕事しておりまして、そのころの区の職員とのやりとりも思い出しながらですね、今簡単にですね、ご説明いただいたんですが、その裏にある非常に調整に向けてのご苦労でありますとか、場所を探したりとか、それから区役所の中をまとめるだけでも、いろいろな議論がある中で、そこまで進めていくまでに大変なご苦労があつて、今ここに至ったんだと、ちょっと思い出しながらいたところでございます。

今、先生方からいろいろご示唆もいただきましたし、またきょうお示ししました素案につきまして、あくまで素案でございますので、これからより、先生が先ほど申し上げてい

たような形でのバージョンアップをしていきたいということで、最後に、ぜひよい計画を都としても、つくり上げたいというふうに考えてございますので、引き続き、ご協力いただければと思います。

本日はどうもありがとうございました。

○永山福祉人材施策推進担当課長 私のほうから、今度は事務的な連絡事項をさせていただきます。

次回の策定委員会でございますけれども、今後、日程調整させていただきますが、今のところ9月の下旬から10月の初旬ぐらいで開催できればというふうに考えております。時間、場所につきましては、追ってご連絡させていただきたいと思います。

また、本日配付いたしました資料のうち、参考資料としてお配りしました第1回の策定委員会の資料のファイルと第20期の社会福祉審議会の意見具申、それから2017東京の福祉保健、東京の福祉保健2017の3冊の冊子につきましては回収させていただきたいと思います。

その他の資料につきましては、冊子を含め、お持ち帰りいただければと思います。なお、お荷物になるようでしたら、その場に置いていただければ、事務局から郵送させていただきます。

また、お車でお越しいただいた方につきましては、駐車券をお渡ししていますので、受付までお声かけいただければと思います。

また、前回の繰り返しになりますが、今、委員の皆さん方にお渡ししております入庁証でございますけれども、こちら返却せずに、次回以降も同じものをお持ちいただければと思います。

事務局からは以上でございます。

○高橋委員長 どうもありがとうございました。

(午後 8時16分 閉会)